平成２５年（フ）第６６５号
愛知県瀬戸市池田町226番地の５
破産者　長江　義晴
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７３号
大阪府寝屋川市高宮新町15番10号
破産者　中村陽一郎
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４号
大阪府寝屋川市高宮新町15番10号
破産者　中村いづみ
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８４６号
神戸市北区道場町道場24番地
破産者　石井　幹高
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７５１号
広島県廿日市市永原100番地30
破産者　山本美都子（旧姓板垣）
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５９号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉150番地15、申立時の住所鹿児島県鹿屋市寿８丁目7241番地７
破産者　武元　圭子
１　決定年月日　平成25年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２４年（フ）第２５６号
北海道旭川市豊岡６条４丁目８番９号　コーポ希望102号
破産者　加藤　則生
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５６号
北海道旭川市住吉６条１丁目11番26号　リアルホーム住吉Ｂ棟１Ｆ101号室
破産者　千野　庸子
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４９５号
開始決定時の住所北海道紋別郡雄武町字雄武1504番地の68
破産者　田原　慎一
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０３号
北海道旭川市８条通22丁目14番地の392　香月ハイツ１号室
破産者　落合　孝昭
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
青森市大字合子沢字松森142番地４
破産者　小寺　祐光
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３１号
青森市大字合子沢字松森142番地４
破産者　小寺まき子
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６４号
宮城県遠田郡涌谷町吉住字前畑68番地
破産者　佐竹　祐哉
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
宮城県大崎市松山長尾字大天場西88番地
破産者　大山　　泰
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
宮城県栗原市金成姉歯小沢田31番地
破産者　曽根　直美
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
宮城県大崎市古川字上古川屋敷11番地
破産者　中條　詠一
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
埼玉県深谷市上野台3142番地８　ソレイユ・アイビー101号
破産者　土屋　弘樹
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０２０号
横浜市金沢区富岡東４丁目６番４号　103
破産者　新井　正樹
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６９号
横浜市旭区今宿東町1505番地４
破産者　黒木　勝章
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６８２号
横浜市港北区菊名４丁目６番52―204号
破産者　佐藤由貴子
１　決定年月日　平成25年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部